

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース2月号 (No.159)

2017年2月28日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

経営懇会員のみなさん いかがおすごしですか。保育指針改定にむけたパブリックコメントが始まっています。指針改定案に対する全国保育団体連絡会の会長・大宮勇雄さんの談話を資料としてお送りします。ぜひ、各園の職員会議等で読みあい、保育で何を大事にするのか、考えあえればと思います。パブリックコメントへの意見も積極的に出しましょう。

40周年の節目に取り組んでいる職員研修 “沖縄平和ツアー”

愛知・(福)池内福祉会・かわらまち夜間保育園 堀江京子

池内福祉会のはじまりは、1962年に名古屋市の市営アパートの一室からスタートした池内共同保育所（以下共保）です。1976年10月に池内わらべ保育園として認可され40周年を迎えました。池内共保は愛知の第1号の共保であり、その後愛知には次々と共保が誕生していきました。そんな中で、私の勤務するかわらまち夜間保育園も1964年に開所した瓦町共保が前身で、1989年認可と同時に池内福祉会の傘下に入りました。

愛知では、こうした共保が前身の保育所が「あいち保育共同連合会」（1974年に「愛知小規模保育所連合会」として発足、2014年に改名）を結成し、現在35カ園が結集しています。公立保育所の廃止・民営化の嵐が吹き荒れる中、受託園も増えてきました。今、入所要求は留まるどころを知らない勢いで増加しており、賃貸型の保育所も次々と増え、分園は本園へと変わる所もあり、来年度には39カ園になる予定です。

事業拡大が進む一方で、人材確保と人材育成がどの法人でも大きな課題となっています。私たちの法人でも約4割が20代の経験の浅い職員であり、法人内の研修は、ここ数年保育内容をメインに、実践検討などを取り入れたグループ討議を中心に取り組んできました。40周年の節目にあたる今年は平和の問題、“沖縄平和ツアー”を、職員研修として数回に分けて実施しています。

先の戦争では国内唯一の地上戦で激戦地となり、多くの命が奪われた沖縄。その後も続く米軍基地の問題。沖縄県民の多くが反対する辺野古の基地建設は米軍との軍事協力体制をさらに強化し、今後200

年は続くであろう新たな新基地の計画にほかなりません。「戦争法案」によって既に海外で武力行使をしかねない今の状況、憲法9条を守るために今私たちができることは何なのか、一人ひとりが地に足を付けて考えることが大事なのだ・・・、そんな思いの取り組みです。

2月11日(祝)に40周年を記念して行った“池内祭”の中で2人の若い職員が沖縄平和ツアーの報告をしました。地上戦での地下壕の中の当時の状況を知ることはあまりにもむごく気持ちも背けなくなることもあります。高江のヘリパッド建設現場も実際にこの目で見ての報告は、いかに真実が伝えられていないかがわかって怒りを感じ、この理不尽な状況は決して沖縄だけの問題ではない、と感じました。「お父さんお母さん、私たち保育士が日々悩みながら成長を見守ってきたかけがえのない大切な命を傷つけられたり奪われたくもありません・・・いろいろな情報が飛び交う中で自分自身が考え、おかしいことはおかしいと言える社会であってほしいと思います。大人だけでなく子どもたち自身にも、考え選びとれる力をつけてほしいと思っています」との感想に若い職員の感性のすばらしさや可能性をたくさん感じる会となりました。

人が人として尊重される、子どもたちの育ちが真に保障されるという私たちの願いとは、社会の動きは逆の方向へ向かって行っている、そんな気がしてなりません。どうしたらこの動きを止められるのか。私たち一人ひとりが本気で考えて力を合わせる以外には答えはないのだらうと思います。

経営者アピール～厚労省に提出、記者会見も

●経営者アピールへの賛同、全国から1467名

2016年秋から1月まで取り組んできた経営者アピールは、全国46都道府県から1467名の賛同を得ました。法人・施設数では、818法人・791施設から賛同が寄せられています。会員外の園からも728名の方が賛同下さっています(同封の賛同者一覧参照)。

●厚労省との懇談

1月30日に、経営者アピールの内容で厚労省に要請、懇談しました。



対応したのは、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課の振興係長・増田岳史さん、同じく振興係の名取剛さんでした。

◆公費助成継続について「2017(平成29)年度中に結論を出す」

2017年度は、退職共済制度への公費助成が継続されますが、2018(平成30)年度以降については、未定です。17年度中に結論をだす、との回答でした。

介護・障害分野では、株式会社が多く参入しイコールフットINGの観点から、公費助成が廃止されました。しかし、保育分野では、圧倒的に社会福祉法人立の保育所が多数を占めており、イコールフットING論は当てはまらないことを指

摘すると、「議論になるべき点ではある」と認めざるを得ませんでした。検討材料として、子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランの進行状況等を保育課が把握し、その状況によって判断するとのことです。

一方で、退職手当共済制度を安定的に運営したいと思っている、との回答もあり、人数が減ると退職共済制度の存続に影響することも事実です。現状では、保育分野での加入者数が大きな割合を占めています。

2017年度中に結論が出されるということは確実ですので、あらためて、全国各地の園長会や保育団体などから、声を上げていく必要があります。

●記者会見～保育問題は注目されている！発信を続けよう

懇談のあと、厚労省内の記者クラブに移動し、記者会見を行ないました。NHKや新聞社など、10数社の報道機関が取材に参加しました。

記者会見では、「職員処遇の改善で保育の充実を！退職手当共済制度公費助成の維持・拡充を！」をテーマに、職員処遇の現状と改善の必要性、そういった現状のなかで退職手当共済制度の公費助成廃止が検討されようとしていることを訴えました。NHKで報道されたほか、東京新聞・しんぶん赤旗で、翌日の紙面に紹介されました。



●参加者の感想

*退職手当共済制度公費助成廃止については、まだ議論はこれからで厚労省として決定したことは何もないとのことでしたが、これまでの議

論の経過はイコールフィッティング論であり、廃止の方向性を止めることができるかどうか不安を感じました。

対応された厚労省の担当者お二人は、お子さんを保育園に預けていらっしゃるということもあり、保育現場が困るようなことはしたくないという個人的な気持ちは十分に感じましたので、少しでも良い方向で省内の議論をしていただけるように期待したいと思いました。

その後の記者会見には大勢の記者が詰めかけ、特に若い女性記者が多いように思いました。保育現場の実態について多くの質問があり、会見が終わった後も役員を引き留めて質問をするなど、関心の高さを感じました。今後現場を取材して保育が置かれている現状とその原因を広く報道していただきたいなと思いました。

経営懇は組織的にはまだ小さいですが、こうした行動を積み重ねることで、世論を動かすことができるのではないかと思います。(静岡・静岡福祉会 松本正良)

*園長や理事長さんたちが、保育士処遇や退職共済について、厚労省へ要望し、記者会見をして

いただいたこと、本当に嬉しく思いました。そして記者会見での発言では、本当に、現場の保育士のことを理解し考え、同じ思いを持って社会に働きかけていく行動をとってくれたことを保育士として嬉しく思い、これからの運動の力になりました。

私たち保育士も自分たちのこととして、もっともっと積極的に行動しなければと思います。これからも一緒に、社会に国に向けて働きかけていっていただければと思います。(群馬・おひさま飯塚保育園・保育士 佐藤八重子)

*記者会見というのは初めての経験でした。参加させていただき、社会へアピールしていこうという強い思いを、皆さんの発言から感じました。記者さんから、いろいろな質問がくるということも参加してわかりました。保育制度や保育現場の状況をわからない方に理解してもらうには、解説や説明をパワーポイントなどで図解するなど、できるともっと理解してもらえるのでしょうか。また、配置基準での子どもと保育士の数を一目でわかるように、保育士定数の写真などがあるとよいかと思いました。(群馬・おひさ

ま飯塚保育園・園長・神戸かおり)

17/1/31 東京

保育所職員への退職金 公費補助継続を要請

経営団体

社会福祉法人の保育所で働く職員の退職金への公費補助を廃止するのは処遇改善の流れに逆行するとして、認可保育所の園長や理事長らでつくる「全国民間保育園経営研究懇話会」(東京都新宿区)は二十日、厚生労働省に、公費補助を維持するよう申し入れた。

社会福祉法人職員の退職金は、国と都道府県、法人が三分の一ずつ負担している。公務員と比べ待遇が低く、退職金を積み立てる財源に乏しいことから始まった制度。福祉分野に企業が進出するようになったこと

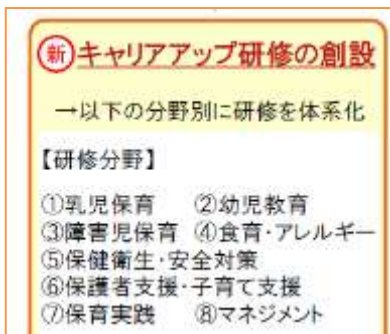
を理由に介護、障害者施設を運営する社会福祉法人の新規職員の公費補助が相次いで廃止された。厚労省は、保育についても二〇一七年度中に結論を出す。

申し入れ後、記者会見した懇話会の石川幸枝会長は「保育士の処遇改善が大事としながら、老後を支える退職金補助をなくせば、若い保育士が希望を持って働ける職場にならない」と訴えた。厚労省の担当者は取材に「待機児童解消や保育士の処遇改善の進み具合を見て判断することになる」と話した。

保育・福祉をめぐる情勢

●保育士等の処遇改善策～4万円増は一部にすぎない！全体の底上げが必要

2017年度予算案に盛り込まれている「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善の仕組み」の内容は、8分野からなるキャリアアップ研修を創設して、研修修了者を副主任保育士等などに位置づけた保育所



には、公定価格を加算する仕組みを作るというものです（左図参照。各分野の研修はそれぞれ15時間程度）。

◆研修に関する問題点

研修の実施主体は、都道府県等とされています。また、研修修了者が再就職する場合、研修修了の効力は引き続き有効（全国で）と説明されています。ただし、2017（平成29）年度は研修が整備されていないので、加算の要件とはされていません。

研修分野では、あえて「②幼児教育」とされていることなど、国が保育内容を統制するために研修内容をしばってくる危険性もあります。

◆処遇改善の内容

国の想定するイメージ（右図）では、90人規模の保育所で、主任の下に新たに位置づけられる経験7年以上「副主任保育士」と「専門リーダー」が5人程度（各4万円加算）、経験3年以上の「職務分野別リーダー」が3人程度（各5000円加算）となっています。

2017年度については、①経験年数に係る要件は状況に応じて柔軟に対応、②加算される4万円等は当該職員以外

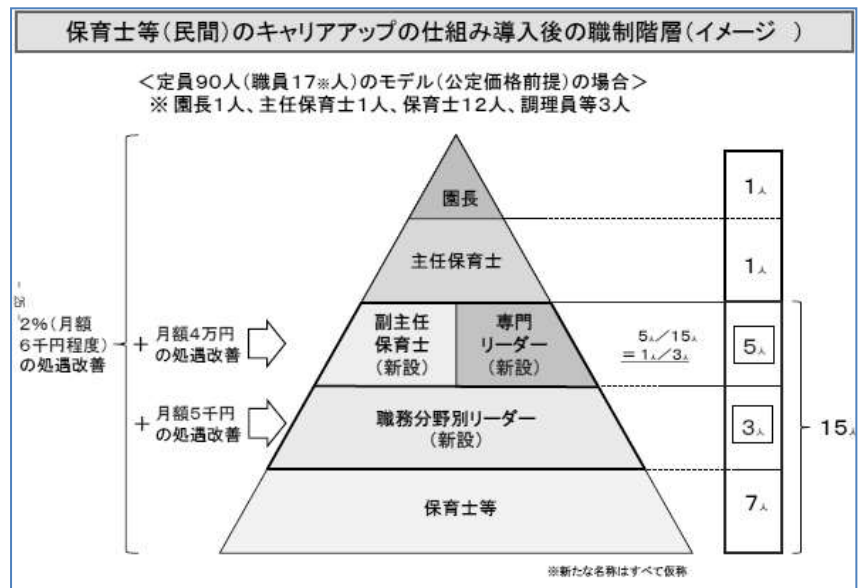
（園長除く）にも配分可能、③加算額は月給に加える、としています。ただし、月額4万円の対象者は、公定価格で国が示している職員のうち1/3程度であり、そのうち1/2（端数切捨て）は満額4万円の賃金改善を行なう、との説明もされています（2/8子ども・子育て会議）。

◆問題点は

まず確認すべきは、4万円月給が上がる職員はごく一部に限られるということです。4万円支給となれば、園長や主任を超える給与額になる・職員同士の分断を招く、など現場での混乱が予測されます。また、どの職員を4万円支給の対象にするかなど、現場で頭を悩ますのは園長や理事です。職員同士の関係づくりや、職員集団をどうまとめるかが課題となっている今、この仕組みがこのまま持ち込まれば、さらに職場の運営が難しくなることは目に見えています。保育にも大きく影響するのではないのでしょうか。

加えて、研修のために現場を離れられるような体制を確保すること自体が困難、等の課題を指摘せざるをえません。

他にも、保育所等については、2016年人事院勧告に伴う待遇改善などで、公定価格の積算上2%（月額6,000円程度）の改善も行うとしています。国は配置基準に基づく職員数をもとに上記の数字を示し



ていますが、現場は基準以上の職員が配置されているため、全職員が6,000円の賃上げになるわけではありません。職員実態をふまえた公定価格や職員配置基準の抜本的改善こそが必要です。

改善策が示されたこと自体は評価しつつも、4万円、6,000円という金額を一人歩きさせず、今回の施策の内容の限界と改善課題について、園長会・地域や職場で確認し、運動をすすめていくことが求められています。

●保育指針等改定案示される～パブリックコメント、3/15締切

2月中旬に、厚生労働省が保育所保育指針改定案を、文部科学省が幼稚園教育要領を含む学習指導要領の改訂案を、内閣府が幼保連携型認定こども園の教育・保育要領の改訂案を公表しました。それぞれ、3月15～16日を期限にパブリックコメント（意見募集）にかけています。その後正文が告示、1年の周知期間を経て2018年度から施行の予定です。

今回の改定は非常に大幅なもので、教育と一体的に扱うべき養護の位置づけを変え、小学校の接続を意識した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されました。特に、国旗について「保育所内外の行事において国旗に親しむ」、国歌については「正月や節句など日本の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや日本の伝統的な遊びに親しむ」が盛り込まれています。国旗・国歌の問題などが、指針等に盛られたことで、監査等を通じて現場をしばり、結果として子どもの主体性を損ね、保育者の裁量を狭めることが懸念されます。

全国保育団体連絡会から大宮勇雄会長（福島大学教授）の談話が発表されました。指針案・談話を読みあい学ぶと同時に、指針等の改定案に対して、多くの関係者・園が意見を上げていくことが重要です。

●国が運営費の弾力運用を推進する改正案提示。運営費の用途制限をさらに緩和していいのか？

社会福祉法人制度「改革」の一環として、社会福祉充実残額の算定等が法人に求められることとなりました。このことと関連して、国は、運営費をより弾力的に運用できるようにするために、運営費の運用に関する通知の改正案を提示し、2月14日より意見募集（パブリックコメント）を始めています。

具体的には、①前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲拡大と、②公益事業への充当できる額の上限「10%上限」ルールの撤廃案が示されています。本来、保育所の委託費（運営費）は保育をすすめるに足る額を算定すべきものです。しかし、現在、委託費（基本分単価）を構成する職員の人件費はもちろん、管理費・事業費も決して充分とは言えません。そうした現状を考えれば、弾力運用をさらに推進するような緩和をすべきではありません。

各法人から、パブリックコメントに意見をあげていきましょう（意見提出先は8ページ参照）。

◆会員のコメント

*今回示された運営費の運用及び指導に関する通知等の改正案は、保育所も含め、社会福祉充実残額を、公益事業への充当を含めその費用に充てることが可能としている。保育所に支払われる委託費・補助金は保育に係る経費として支払われているものであり、他目的に流用できるような緩和策は大きな問題がある。

（愛知・（福）新瑞福社会・石井一由記）

*社会福祉法では、社会福祉事業の円滑な施行を妨げるおそれがないことが公益事業を行う前提になっています。つまり、公益事業は社会福祉事業に対し従たる地位にあるとされています。充当制限枠はそれを担保するためのものだったと思います。

「社会福祉充実残額」の考え方や算出根拠の客観性の検証がなされていないなかでの充当制限枠の撤廃は、合理性が疑われる「社会福祉充実残額」を本業（社会福祉事業）以外の公益事業に無制限に吐き出すことを認める（求める）ものであり、社会福祉法人の本来の役割や財政基盤を弱めることになるものと考えます。

（福岡・（福）紅葉会・原田秀一）

連載

どうしてる？法人研修

職員同士の学び合い・研修の工夫

第14回 茨城・(福)いなほ会

1979年、子どもを産んでも働き続けたい、そのためには保育所が欲しいという声がこの島名地区でも多く聞かれるようになり、地元婦人・青年有志で「保育園建設委員会」を作り、島名地域を中心に署名に取り組んだ結果、谷田部町（当時）の同意を得ました。1980年、社会福祉法人いなほ会を設立・認可を得て、理事7名、監事2名でのスタートでした。

<島名杉の子保育園>

1981年、600坪を借地し300坪の園舎で島名杉の子保育園（定員60名）を開園しました。杉のように子どもたちがまっすぐに育ってほしいとの思いで名づけ、産休明け（生後43日より）、障害児（健全児と共に）、長時間（父母の通勤時間も含）の保育を始めました。

自然の中でのびのびと生活経験ができ、自立・協同できる保育を目標とし、給食は完全給食としました。定期的に父母・職員・理事会・労組・OB会で「五者協議会」の話し合いをもち、設立の経過や理念の共有のために設立3年目頃から理事会と職員の合同研修一泊旅行を行ってきました。20代から80代までの交流は相互理解のために有益でした。

園舎の増築と定員増を何度か行いながら、2011年には全面建て替えで新園舎完成、定員も130名となりました。

2007年病児保育、2008年保育一時預かり、2013年地域子育て支援拠点事業を順次加え、2016年には放課後児童クラブを開所しました。

<高齢者事業への取り組み>

- 1991年 実態調査で地域の介護ニーズを把握
- 1993年 法人として高齢者事業を検討開始
- 1994年 老人デイサービス施設をつくる会を発足
- 1998年 老人デイサービスセンターもみじ開所
理事定数を7名から10名に変更
- 2000年 介護保険制度施行に伴い「居宅介護支援事業」「訪問介護事業」を開始。評議員会21名でスタート。
- 2006年 4月・短期入所生活介護事業開始。
6月・介護タクシー事業開始。

以上のように、保育事業、高齢者事業とも地域のニーズに応えたいという願いからスタートし、さらに変化するニーズに応えることを通じてそれぞれ新しい事業を加えてきました。

地域福祉の発展、地域貢献という共通目標を持つ反面、おかれている制度、事業内容、労組の有無、歴史等の違いから事業ごとに相違点もありますが、これもそれぞれの成長のために生かしていきたいと考えています。

<研修>

通常は、事業毎に新人研修、事業所内研修、全職員研修、外部研修を実施していますが、年1回、合同で法人中堅職員研修、全職員研修を実施し、法人職員としての理念の共有、相互理解を図っています。

島名杉の子保育園は歴史が長く、年間計画をもとに様々な行事を組織的に手際よく行う実績、伝統が



あり、そのような保育園から老人デイサービスセンターもみじが学ぶことが多くあります。また、違う制度下にあるそれぞれの立場からの意見交換が議論を前進させる事もあります。

2016年、杉の子たんぼぼ児童クラブを開所しましたが、それまでには様々な議論がなされました。学童保育は地域でも定員が不足気味で新規学童保育所設置へのニーズが高まっており、いなほ会でも学童保育建設の検討をしていました。しかし、保育園内では、現状の業務をこなすことでいっぱいというところがあり、これ以上業務を増やすのは無理等、新規事業の計画に当初は消極的な職員が多かったのです。そのような時期に行なった法人全体での中堅職員研修（テーマ：主任、リーダーの役割、地域貢献等）を通して変化がありました。

研修内のグループワークで高齢者事業もみじの職員から「地域のニーズがあって、法人理事会でも前向きに検討していて、補助金も出るのに何故やらないのですか？もったいないじゃないですか。介護事業では補助金は出ないんですよ。」等の意見が出て、それを聞いた保育園職員の雰囲気は少し変わり、この合同研修頃から学童保育建設に向けた準備が加速していったのです。それぞれの特徴を生かし補い合えることは大きなプラス要素と考えています。

<人事考課制度導入>

2002年を準備期間として2003年から法人全体で人事考課制度を導入しました。半年ごとに各自が目標を定め、半年後にその結果を考課者と共に振り返りつつ次の半年の目標を立てる事を繰り返し、職員の育成を図っています。

数年後に、保育園では人事考課制度は休止し、上司との個別面談中心の形に変更しましたが、いずれにしても個別面談で相互理解を図り共通認識を深めることは有意義と考えます。

<社会福祉法人制度改革への対応>

理事、評議員、幹部職員で講師を招いた法人内学

習会や外部研修会に参加し、準備を進めています。

<今後の課題>

職員不足が叫ばれている中、実際法人内でもサービス内容に関する考え方の相違、処遇や職場内の人間関係の問題等により離職するケースが見られます。現スタッフが長く仕事を続けられるように、法人理念の共有、職員間の相互理解、コミュニケーションの充実を図り、より働きやすい環境を整え、園児、児童、高齢者及びそのご家族へのサービスの質の向上に努め、職員の処遇向上につなげられるように実践的な研修の充実を図っていきたいと考えています。

文責：五十嵐信康（理事）

2016年度 内部研修計画

日程	研修会名	講師	対象
月1	リトミック		
年間	年齢にあったおもちゃ作り		
年間	文献と実践から発達を学ぶ		
4月	アレルギーについて 防災対策について		
5月	I 歯科医講演会		
6月	絵本読み聞かせ会		
7月	W 座ワークショップ		
8月	親子向け絵本読み聞かせ会		
9月	前期総括		
10月	なかよしひろばにむけて		
11月	絵本読み聞かせ会		
1月	作品展に向けて		
2月	絵本読み聞かせ会		
2月	総括		

2016年度 年間研修計画

A：職種（保＝保育士、看＝看護師、栄＝栄養士
主＝主任保育士、臨＝臨床心理士、長＝園長）
B：経験年数、C：保育的な研修、
D：保育を取巻く研修 E：具体的に（省略）

A	B	C	D	E
保	1	発達の基本から学ぶ（理論） 実技研修	新人研修（保育の仕事とは・接遇マナー等）	
保	1			
看	1			
看	3			
保	3	実践から学ぶ 計画と具体的な実践・手立て等について学ぶ 父母との関わり・クラス・園全体の内容 運営面・経営的な研修	中堅研修 （職員のコミュニケーション・保護者を見る視点・関係作り）	
保	5			
保	5			
栄	5			
保	6			
保	6			
保	6			
調	14			
保	19			
保	20			
保			情勢・保育、子育てを取巻く状況等 職員姜菊	
保・臨	22			
主	23			
主				
主	23			
主				
長				

当**面**の課題・おしらせ

●保育指針改定案だされる。 パブリックコメントに意見をあげましょう！

2月14日から意見の公募が始まっています。同封の指針改定案や、全保連ニュース69号を職員会議等でも読みあい、意見をだしていきましょう。

(1) インターネット

- ①「電子政府 パブリックコメント 保育指針」で検索し、「『保育所保育指針の全部を改正する件』に関する御意見募集について」の画面を開く。
- ②その下方にある「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」に記入の上、提出してください。

(2) 郵送

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚労省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係

(3) FAX

FAX番号 03-3595-2674
厚労省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係

●法人改革～運営費に関するパブリックコメント募集中。こちらにも意見を！

(1) インターネット

- ①「電子政府 パブリックコメント 運営費の運用」で検索し、案件番号495160409「『社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について』の一部改正」及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」に関する意見募集について」の画面を開く。
- ②その下方にある「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」に記入の上、提出してください。

(2) 郵送

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚労省 社会・援護局 福祉基盤課 宛て

(3) FAX

FAX番号 03-3591-9898
厚労省 社会・援護局 福祉基盤課 宛て

●2017年度の予定

- ◆6月25～26日(日～月) 経営懇談会
1日目&2日目午前…学習会
2日目午後…総会
- ◆8月5～7日(土～月) 第49回合研集会(埼玉)
2日目分科会には「民間保育園の運営と経営」もあります。
- ◆9月3～4日(日～月) 夏季セミナー
会場：新横浜国際ホテル(JR新横浜駅より徒歩4分)
- ◆11月10～11日(金～土) 主任セミナー(愛知)
※詳細は決まり次第お知らせいたします。
- ◆2018年1月8～10日(月～水) 第38回民間保育園経営研究セミナー(滋賀県長浜市)

同封資料～ご確認ください

- ①保育指針改定案のパブリックコメント資料
- ②全保連・大宮勇雄会長談話(全保連ニュースNo. 69)

会長談話は全保連ホームページに掲載されています。

③経営者アピール最終

1月30日に厚生労働省に提出しました。

